

請 願 文 書 表

(平成31年2月12日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第32号 (31. 2. 12) ヤミ専従者の不法行為によって生じた損害の賠償請求を行うことを求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>法定上限期間を超えて専従していた神戸市職員労働組合等の役員ら12人の、いわゆるヤミ専従者に対し、退職金計約5,349万円が不当に過払いされていた問題で、死亡した1人を除いて市が返還請求をしたところ、その大半が支払を拒む意思を示していることが明らかとなっている。</p> <p>ヤミ専従者は時効が完成していると考え、市民の公金を略奪した事実を認めず、開き直って拒否していると言わざるを得ない。このままでは、不当に支払われてしまった市民の血税から成る公金は、ほとんど返還されないことになってしまう。</p> <p>しかし、不法行為に基づく損害賠償請求権の除斥期間は20年であり、市は法律の規定に基づき、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことで散逸した公金を回収することが可能である。</p> <p>よって、市は、市民の貴重な税金から成る公金を、不当な手続かつ不法行為によって詐取をしたヤミ専従者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を行うよう請願する。</p>
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市垂水区 西 口 竜 司</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 上 畠 寛 弘 岡 田 ゆうじ</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>